



こころちゃん

デイサービスセンター 梶崎のこころ ご利用料金表 《総合事業》

令和8年6月1日～(単位：円)

【予防通所型サービス基本料金】

要介護度	基本料
事業対象者・要支援1(月額)	1798円
事業対象者・要支援2(月額)	3621円
事業対象者・要支援1 ※1回でも休まれた場合(日割)	1回につき 436円
事業対象者・要支援2 ※1回でも休まれた場合(日割)	1回につき 447円

【加算】

項目	食費(日)	提供体制強化加算(月)	科学的介護推進体制加算	処遇改善加算Ⅱ□
利用料	508円×利用日数	要支援1 月/72円 要支援2 月/144円	月/40円	11.8%

【ご利用料金・1割負担】

※金額はおよその額で

	基本料	提供体制強化加算	科学的介護推進体制加算	介護職員等処遇改善加算Ⅱ□	食費	合計
要支援1(月額)	1,798	72	40	226	508	2,136 +(食費×利用日数)
要支援2(月額)	3,621	144	40	449	508	4,254 +(食費×利用日数)
要支援1(1回につき)	436	72	40	65	508	613 +(食費)
要支援2(1回につき)	447	144	40	75	508	706 +(食費)

【ご利用料金・2割負担】

※金額はおよその額で

	基本料	提供体制強化加算	科学的介護推進体制加算	介護職員等処遇改善加算Ⅱ□	食費	合計
要支援1(月額)	3,596	144	80	451	508	4,271 +(食費×利用日数)
要支援2(月額)	7,242	288	80	898	508	8,508 +(食費×利用日数)
要支援1(1回につき)	872	144	80	130	508	1,226 +(食費)
要支援2(1回につき)	894	288	80	149	508	1,411 +(食費)

○提供体制強化加算は月の単位となりますので何日利用されても要支援1で72円と要支援2で144円となります。

○提供体制強化加算については算定要件を満たした場合に算定いたします。

○その他教養娯楽費(レクリエーション材料等にかかる費用)についてはその実費を集金する事あります。

重要事項説明書

社会福祉法人 壱心会
デイサービスセンター 壱岐のこころ

介護予防通所介護 重要事項説明書

(介護予防・日常生活支援総合事業)

1 事業の目的

利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要支援者および事業対象者に対し、適正な介護予防・日常生活支援総合事業の事業を提供することを目的といたします。

また、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、常に利用者の立場に立った支援を行います。

2 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電 話 43-0107 [午前8時30分～午後5時30分まで]

担 当 生活相談員 ^{えびす や} 戎谷 ^{けいすけ} 恵介

※ご不明な点がございましたら、なんでもお気軽にお尋ねください。

3 デイサービスセンター壱岐のこころの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	デイサービスセンター壱岐のこころ
所在地	長崎県壱岐市勝本町布気触948-1
介護保険指定番号	介護予防・日常生活支援総合事業 〔長崎県42A2100079号〕
サービス提供地域	壱岐市内

(2) 同センターの職員体制

職 名	職 員 数	業 務 内 容	
管理者	1名(兼務)	管理業務	
生活相談員	2人以上(うち1人以上は介護職員と兼務)	管理 事務 相談業務 通所介護 業務兼務	
介護・ 看護職員	看護師	1人以上(うち1人以上は機能訓練指導員と兼務)	看護業務全般
	機能訓練指導員	1人以上(うち1人以上は看護職員と兼務)	機能訓練業務
	介護員	4人以上(うち1人以上は生活相談員と兼務)	介護業務全般

(3) 同センターの設備の概要

利用定員	30名	デイサービス	141.3㎡
機能訓練室	42.0㎡	共同生活室	42.0㎡
一般浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります		
地域交流スペース	58.9㎡	送迎車	8台(リフト車1台)

(4) 営業時間

午前8時30分～午後5時30分 (月曜日～金曜日)

※緊急連絡電話 43-0107 (デイサービスセンター壱岐のこころ)

4 サービス内容

- (1) 送迎 施設の車両でご自宅まで送迎いたします。(介護員乗車)
- (2) 食事 季節感あふれる栄養満点のあたたかい食事を提供します。
- (3) 入浴 一般入浴です。必要な方は職員が付き添って介助いたします。
- (4) 機能訓練 皆さんと一緒に楽しく体や頭を動かします。
- (5) 各種行事 色々なレクリエーションやプログラムがいっぱいです。
- (6) 生活相談 ご家庭でお困りのこと等なんでもご相談下さい

5 料金

- (1) 利用者料金は、別紙利用料金表をご参照ください。
- (2) 支払い方法
利用者様の預金口座(ゆうちょ銀行、農協、各銀行等)から1ヶ月分の利用料を、翌月26日(土、日曜又は祝日の場合は、その翌日)に口座振替(引落し)にて納付してください。

6 サービスの利用方法

- (1) サービスの利用開始
まずは、お電話等でお申込みください。当職員がお伺いいたします。契約を行った後、サービスの提供を開始します。
※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。
- (2) サービスの終了
 - ア お客様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。
 - イ 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1カ月前までに文書で通知いたします。
 - ウ 自動終了
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - (ア) お客さまが介護保険施設に入所された場合
 - (イ) 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

(ウ) お客さまがお亡くなりになった場合

エ その他

- (ア) 当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、秘密義務に反した場合お客さまご家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合または当事業所が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- (イ) お客さまが、サービス利用料金の支払いを 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 30 日以内に支払わない場合、お客さまが正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、お客様が入院もしくは病気等により、3 ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、またはお客様やご家族などが当センターや当サービス従業者に対して、本契約を断続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。
- (ウ) 提供するサービスの第三者による評価の実施状況

第三者による 評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
<input checked="" type="checkbox"/> なし			

7 当センターのデイサービスの特徴

(1) 運営の方針

社会福祉法人ならではの満足度及びサービスの質の向上を目指します。

当センターでは、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者のみなさまが可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通所介護等を提供いたします。

(2) 利用に当たっての留意事項

ア 送迎時間の連絡 (お迎え) 午前 8 時 40 分頃 (お送り) 午後 4 時 10 分頃

イ 利用中に体調等の変化があった時は、いつでも職員にお伝えください。

ウ お休みの連絡等は、食事等の都合もありますので早めに電話連絡をお願いします。

43-0107 (午前 8:30~午後 5:30)

※サービスの提供中に体調の変化等があった場合は、事前の打ち合せにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

8 苦情等申出窓口の設置

(1) 利用者・御家族等からの苦情等に迅速且つ適切に対応する体制を整えています。

苦情解決責任者	デイサービスセンター 壱岐のころ 管理者 崎川敏春
苦情受付担当者	デイサービスセンター 壱岐のころ
	生活相談員 <small>えびす や けいすけ</small> 戎谷 恵介 生活相談員 末永 淳子

対応方法	苦情受付箱・面接、電話、書面などにより受付担当者が随時受け付けます。 電話 (0920) - 43 - 0107 ご意見 (苦情受付) 箱 (玄関ホール横に設置)
第三者委員	勝本町民生委員児童委員協議会会長 ☎42-1822 郷ノ浦町民生委員児童委員協議会会長 ☎47-1667 芦辺町民生委員児童委員協議会会長 ☎45-2307 石田町民生委員児童委員協議会会長 ☎44-5569

(2) 苦情解決の方法

苦情等は、面接・電話・書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお苦情解決責任者、第三者委員に直接苦情等を申し出ることができます。

(3) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情等を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出者が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、苦情等を受けた旨を通知します。

(4) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会を求めることができます。なお第三者委員の立会による話し合いは次により行います。

- ア 第三者委員による苦情内容の確認
- イ 第三者委員による解決案の調整、助言
- ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認

「運営適正化委員会」、「国民健康保険団体連合会」の紹介

本施設で解決できない苦情等は、長崎県社会福祉協議会（住所 長崎市茂里町3-24）（電話番号 095-842-6410）に設置された「運営適正化委員会」に申し立てることができます。なお、介護保険事業に関する苦情は次の2ヶ所に申し立てることができます。

- ア 壱岐市役所 健康保健課 介護保険班（0920-45-1111）又は
- イ 長崎県国民健康保険団体連合会（095-826-1599）

9 事故発生時の対応

事故発生時は、利用者の安全確保を最優先とし、下記の手順にて対応します。

- (1) 事故の状況、対象者の怪我等を確認し速やかに看護師・医師へ連絡する。
- (2) 医師の指示により、速やかに対処（応急処置）し、家族等へ連絡する。
- (3) センター長へ報告し、事後の指示を受ける。（関係機関への報告）
- (4) 事故発見職員（当事者）は、指定の事故報告書に必要事項を記入し、提出する。
- (5) 事故についての要因、対応、経過、結果についてカンファレンスを開き、再発防止に努める。

10 ご利用時のリスクについて

当施設では、ご利用者様が快適な入居生活を送られますように、安全な環境づくり努めておりますが、ご利用者様の身体状況や病気により下記の危険性を伴うことを十分にご理解ください。

- (1) 歩行時の転倒、ベッドや車いすからの転落等による骨折・外傷・頭蓋内損傷等の恐れがあります。
- (2) 当施設は生活の場であり、原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事

故の可能性がります。

- (3) 高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する事があります。
- (4) 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦でも表皮剥離がしやすい状態にあります。
- (5) 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- (6) 加齢や認知症の症状により、水分や食べ物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の可能性が高い状態にあります。
- (7) 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。
- (8) 本人の全身状態が急に悪化した場合、協力医療機関の医師の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。
- (9) 送迎時の体調不良・急変時は病院へ搬送を行うことがあります。
- (10) 医療機関の入院加療を希望されても、受診時の医師の判断によって、入院できないことがあります。

※この事は、ご自宅でも起こり得ることですので、ご理解いただきますようお願いいたします。

1.1 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム 壱岐のこころ消防計画」にそって対応を行います。		
近隣との協力関係	勝本町内、近隣消防団と防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。		
平常時の訓練等 防災設備	別途定める「特別養護老人ホーム 壱岐のこころ消防計画」にのっとり2回以上夜間および昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。		
	設備名称	個数等	設備名称 個数等
	非常放送設備	有	防火戸 9 1 箇所 特定防火戸 1 8 箇所
	非常警報設備	有	スプリンクラー設備 有
	1 1 9 番自動火災通報設備	有	連結送水管 1 箇所
			移動式粉末消火器 3 箇所
	自動火災報知設備	有	漏電火災報知機 有
	誘導灯	6 3 箇所	自家発電装置 有
	防火水槽	有	補助散水栓 7 箇所
	カーテン布団等は防煙性能のあるものを使用しております。		
消防計画等	消防署への届出日：令和6年8月1日 防火管理者： 崎川 敏春		

1.2 当センターの概要

設置並びに経営主体	社会福祉法人壱心会
代表者名	理事長 岩永城児
名称	デイサービスセンター壱岐のこころ
代表者名	管理者 崎川敏春
所在地	長崎県壱岐市勝本町布気触948-1
電話番号	0920-43-0107

(契約をする場合は以下の確認をすること)

令和 年 月 日

介護予防通所介護・日常生活支援総合事業サービス等の提供にあたり、利用申込者に対して本書面に基づき、重要な事項の説明をいたしました。

事業者 所在地 長崎県壱岐市勝本町布気触948-1
名称 デイサービスセンター壱岐のこころ

説明者 ⑩

私は、本書面により事業者から介護予防通所介護・日常生活支援総合事業サービス等についての重要事項の説明を受け、その内容について同意いたしました。

利用者 住 所 壱岐市 番地

氏 名 ⑩

(代理人) 住 所

氏 名 ⑩

